

『お知らせとお願い』

平成30年4月1日から、利用券の交付対象者が、次のとおり、段階的に変わりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

○ 平成30年4月1日以後は、次の表のとおり、生年月日に応じて利用券の交付対象者となる年齢要件が異なります。

区 分	年齢要件
昭和28年4月1日以前に生まれた方	65歳以上
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた方	66歳以上
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた方	67歳以上
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた方	68歳以上
昭和31年4月2日から昭和32年4月1日までに生まれた方	69歳以上
昭和32年4月2日以後に生まれた方	70歳以上

○ 利用券の交付対象者であるかどうかを、生年月日別、年度別に表すと次の表のとおりとなります。

区 分	年 度											
	29	30	31	令2	3	4	5	6	7	8	9	10
昭和28年4月1日以前に生れた方	○ 65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までに生れた方	×	×	○ 66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までに生れた方	×	×	×	×	○ 67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までに生れた方	×	×	×	×	×	×	○ 68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳
昭和31年4月2日から昭和32年4月1日までに生れた方	×	×	×	×	×	×	×	×	○ 69歳	70歳	71歳	72歳
昭和32年4月2日以後に生れた方	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○ 70歳	71歳

(注1) 上段は、利用券の交付対象の適否。下段は、その年度中に達する年齢。

(注2) 利用券の交付対象者となるのは、年齢要件を満たしたときからです。

